

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

1 本人通知制度とは

この制度は、大阪市内に住所又は本籍がある方（過去にあった方も含みます。）のうち、事前に登録した方（以下、「登録者」といいます。）が通知の対象とした住民票の写し等を第三者、代理人又は職務上請求によって交付した場合に、その事実を通知するものです。なお、登録者と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていなければ通知の対象とはなりません。

〔注意〕

- 1 住民票の写し等とは、住民票の写し（除票を含む。）、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し（除附票を含む。）、戸籍（除籍、改製原戸籍を含む。）全部（個人・一部）事項証明書、謄抄本及び記載事項証明書をいいます。
- 2 住民票関係は同一世帯に属する者、戸籍関係は登録者の配偶者又は直系尊属若しくは直系卑属、国又は地方公共団体の機関からの請求により交付した場合は、通知の対象になりません。

2 事前登録について

- （1） 登録の申請は、住民登録地又は本籍地（過去の住民登録地又は本籍地も含みます。）の区役所住民情報事務所管課（又は区役所出張所）で行います。また、申請に基づき登録者名簿に登録した日の翌日（その日が12月29日から翌年の1月3日までにあたる場合は1月4日）が登録開始日となります。
- （2） 代理人による申請や、郵便又は信書便による登録の申請についても行うことができます。
- （3） 登録又は変更の申請には、本人であることを確認するため、下記の「提示する本人確認書類（郵送で請求する場合は写しの提出）」又は「提出する本人確認書類」のいずれかをご用意いただく必要があります。
- （4） 住所の異動又は戸籍の届出により、登録した内容に変更が生じたときは、登録者から住所の異動届又は戸籍の届出とは別に本制度の変更の届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、住民票の写し、住民票記載事項証明書に係る登録者の氏名及び住所については、変更情報が自動更新されるため申請は不要です。変更の届出がない場合は、登録を廃止する場合があります。また、登録者が死亡、失踪宣告又は居所不明等により住民票が消除された場合は登録を廃止します。
- （5） 除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に関する証明書等を対象とする通知対象期間は5年となっています。引き続き登録を希望される場合は、更新の申請をしていただく必要があります。

3 その他

- （1） 住民票の写し等を交付した第三者などの個人に関する情報は通知しません。本制度に基づく通知は、住民票の写し等を交付した事実を通知するものです。詳しい請求内容についてはご本人から大阪市個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示請求を行っていただく必要があります。ただし、保有個人情報開示請求を行った場合でも住民票の写し等を交付した第三者などの個人に関する情報のうち、ご本人が知りえない情報は開示されません。また、即日の開示はできません。あらかじめご了承ください。
- （2） 本制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の防止を目的とするものです。これ以外の目的で本制度を利用しないことをご承知いただき、申請してください。

提示する本人確認書類（郵送で請求する場合は写しの提出）

個人番号カード、運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員証の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持免許証、教習資格認定証、運転経歴証明書、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に定める合格証明書、国民健康保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面によって作成されたものに限る。）、介護保険の被保険者証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、学生証、法人が発行した身分証明書（社員証、タスポ等）、国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（敬老優待乗車証、生活保護適用証明書、休日・夜間等診療依頼証等）、その他これらに相当するものとして区長が適当と認める書類

提出する本人確認書類

本人通知制度登録申請書に押印した印章に係る印鑑登録証明書